

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準体系図

毒物及び劇物取締法第 16 条

毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱についての技術上の基準

法律

局長通知

○毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準(その 1~その 3)

その 1: 固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準

(昭和 52 年 10 月 20 日付薬発第 1175 号

改正 昭和 60 年 4 月 5 日付薬発第 377 号)

その 2: 固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準

(昭和 56 年 5 月 20 日付薬発第 480 号

改正 昭和 60 年 4 月 5 日付薬発第 377 号)

その 3: 固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準

(昭和 56 年 5 月 20 日付薬発第 480 号

改正 昭和 60 年 4 月 5 日付薬発第 377 号)

通知

課長通知

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造設備等基準の運用等について

(昭和 60 年 4 月 5 日付薬安第 73 号)